

新型コロナウイルス感染疑い発生時の対応フロー（訪問系）

- ポイント サービスがなければ生命の維持が困難な人を事前に把握し、居宅支援事業所を中心に代替サービスを想定・準備しておく

感染症蔓延期の備え

- ・ 地域での感染症情報の収集
- ・ 感染対策マニュアルに則した取組（健康管理・マスク等による防護・手指衛生・消毒清掃・換気）
- ・ 介護スタッフ・医療職・ケアマネジャー・家族等の連絡体制の確認と共有
- ・ 業務継続計画（BCP）の準備、衛生・防護用品の確保
- ・ 訪問前にスタッフの体温等健康状態を確認

感染疑いが発生した場合

- ・ 情報共有・報告
- ・ 感染確定に備えて、他への感染可能性確認

「新型コロナウイルス受診相談窓口」に連絡または主治医から「新型コロナ外来」あるいは「PCRセンター」に繋げる
(保健所等設置：帰国者・接触者電話相談センター)



*1 「濃厚接触者」の定義（発症2日前以降で総合的に判断）

- ・ 同居あるいは長時間の接触（車内等を含む）があった者
- ・ 感染防護（マスク等个人防护具）なしに診察・看護・介護した者
- ・ 感染予防（マスク・手指消毒等）なしに目安1メートル以内で15分以上接触があった者
- ・ 痰・体液・排泄物等の汚染物質（ティッシュ・タオル等）に直接接触した可能性の高い者

上記の濃厚接触者の定義に当てはまらない者は積極的疫学調査の対象外であり、PCR検査の対象にはならない。一方で、当てはまらない者でも何らかの症状がある場合には、医師が総合的に判断し、疑似症とした場合には、フローの感染疑い者が発生した場合となり、上記フローに沿った対応を行う。

*2 原則入院となるが、低リスクかつ軽症の職員等については自治体の判断に従うこと。